

2018年4月25日付 ラオスの労働者の最低賃金の改正に関する労働社会福祉省ガイドライン (No.1121/MLSW)

-2017年6月30日付 労働社会福祉省の組織と活動に関する首相令 (No.200/PM)に拠る
-2018年4月20日付 ラオスの労働者の最低賃金の改正の審議に関する指示に関する首相府告示 (No.560/PMO.SO)に拠る

大臣は以下のガイドラインを発布する。

I. 目的

- 1.1 制度内外、家庭内労働を問わず生産、ビジネスもしくはサービスに従事する労働者の生活を経済社会の拡大に則して改善するため、また物質的、精神的、社会福祉利益上の必要性に答えるため。
- 1.2 雇用者が労働者に対する最低賃金の改正について周知、理解、実施するため。
- 1.3 労働者が労働による適切かつ公正な利益もしくは対価を得ることができるようとするため。

II. 最低賃金に関する説明

- 2.1 本ガイドラインにて規定される最低賃金とは、労働者の基本的な生活を保障するために政府が定期的に規定する給与もしくは労賃である。
- 2.2 最低賃金とは、雇用者が労働者に対して月 26 日以下、週 6 日以下、日 8 時間以下で支払う最低の給与もしくは労賃である。その他のものは含まれない。例えば、時間外給与、一時金、報奨金、食事補助、宿泊補助、通勤補助、その他の補助などの福利厚生である。

III. ターゲットと適用範囲

- 3.1 最低賃金は、生産、事業もしくはサービスに従事する技術の無い・慣れていない・専門知識の無いあらゆる社会経済の労働者、制度外、家庭内の勤務者、がターゲットとなる。ただし、外国機関の労働者については別途規則が制定される。
- 3.2 技術のある・慣れているもしくは一定の時間労働した労働者で、労働証明書を持つ者、もしくは一定の知識をもつ者、もしくは労働法が定める試験雇用期間を含めて 9 ヶ月以上労働している者については、最低賃金よりも高い給与もしくは労賃が得られなければならない。労働規則もしくは労働契約に基本給を明示しなければならない。

IV. 最低賃金の内容と原則

- 4.1 3.1 で定める労働で 2.2 の条件を満たす労働者の最低賃金 110 万キープ/月とする。

- 4.2 労働現場もしくは労働者を使用する場所における請負労働、生産歩合での労働者の労賃は、総合的に本ガイドラインが定める最低賃金を下回ってはならない。
- 4.3 健康にリスクのある仕事や生活に困難な仕事の労働者に対しては、例えば毒物、化学薬品、酷暑環境、伝染病を扱う、蒸気・煙、トンネルもしくは地下、水中、高所、非常に暑い・寒い、恒常に振動する道具を使う、遠隔地での勤務、宿泊・飲食が困難な場所、については雇用者は本ガイドラインが定める最低賃金の15%以上の賃金増が求められる
- 4.4 雇用者は、労働者の能力、成果、達成において定期的に適切な給与もしくは賃金増を検討しなければならない。月給もしくは賃金以外にも、雇用者は一時金、賞与、その他の利益を成果に応じて検討しなければならない。

V. 履行

- 5.1 生産、事業もしくはサービスを行う社会経済の各事業体や全国の制度内外・家庭内で働く労働者は本ガイドラインの内容を周知し厳格に実施すること。
- 5.2 事業体もしくは雇用者で、本最低賃金もしくはそれ以上の賃金を支払っている場合には、引き続き実施すること。本最低賃金以下の支払いを行っている事業体もしくは雇用者は本ガイドラインに従い改正すること。
- 5.3 労働管理局、全国の都・県労働社会福祉局、郡・市労働社会福祉室は関係機関と協力して、本ガイドラインの厳格な実施について説明、紹介、推進し良い成果を出すこと。
- 5.4 本ガイドラインは、2015年2月9日付けガイドライン（No.808/MLSW）を置換し、2018年5月1日より効力を発する。

大臣

(印・サイン)

Dr.カムペング・サイソムペング